

地方自治法第250条の2適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	義務教育課	整理番号	4 - 1 - 2
処分の種類	市町村立幼稚園の変更命令			
根拠法令条例等・条項	学校教育法第14条			
処分の概要	市町村立幼稚園の設備、授業その他の事項が法令の規定等に違反したときの変更命令			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考]学校教育法 第14条 大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事は、当該学校が、設備、授業その他の事項について、法令の規定又は都道府県の教育委員会若しくは都道府県知事の定める規程に違反したときは、その変更を命ずることができる。</p>			
基準の制定根拠	-			